地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

大田区教育総務課

1 概要

地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている小学校就 学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、令和3年度から基準に適合した 集団活動を利用する幼児に係る利用料(保育料)の支援給付を行う。

2 目的

保育料を支援することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

3 対象経費、支給額等

(1) 対象経費

保護者が施設等に支払う利用料(保育料相当)

(2) 支給額

対象幼児1人当たり月額上限20,000円。ただし、利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用額。

(3) 支給先

対象幼児の保護者

4 対象施設

対象施設は、①職員の3分の1以上が幼稚園教諭、保育士等の有資格者、②標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上、③児童と職員の比率が3歳児20:1、4歳児以上30:1、④非常災害に対する計画策定、訓練の実施等の基準を満たす施設であって、次に掲げる施設ではないもの。

- ア 企業主導型保育事業
- イ 認可保育所、認定こども園、幼稚園
- ウ 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業
- エ 特定子ども・子育て支援施設
- 才 認可外保育施設

5 制度の位置づけ

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業(いわゆる 13 事業)の1つである多様な事業者の参入促進・能力活用事業にメニューが追加された。